

山口県ひとり親家庭等自立促進計画

(素案)

令和　年　月
山　　口　　県

は　じ　め　に

別途作成

令和 年 月

山口県知事 村岡嗣政

《目次》

第1章 策定に当たって	1
1 計画策定（改定）の趣旨	1
2 計画の性格と役割	1
3 計画の期間	2
第2章 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題	3
1 ひとり親家庭等の現状	3
2 ひとり親家庭等を取り巻く課題	13
第3章 自立促進施策の総合的な推進	14
1 相談・情報提供機能の強化	17
2 就業による自立の促進	21
3 生活支援策の推進	27
4 子育て支援の充実	31
5 地域における協働の推進	37
第4章 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえたひとり親家庭等への支援	39
第5章 施策推進のために	41
1 ひとり親家庭等への理解の促進	41
2 行政と民間の役割分担と連携	41
3 福祉と雇用の連携	41
4 各種計画との連携	42
5 計画の評価	42
附属資料	43
前期計画の推進状況	43

第1章 策定に当たって

1 計画策定（改定）の趣旨

本県では、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の自立や生活の安定・向上に向けた諸施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年3月に「山口県母子家庭等自立促進計画」（以下「県計画」という。）を策定しました。

その後、国において、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「国的基本方針」という。）」が改定されたこと、母子家庭は依然として厳しい環境にあり、父子家庭についても子育て支援が新たな課題となってきたことから、平成21年3月及び平成28年3月に県計画を改定し、これに基づいて、相談や情報提供、生活支援、就業支援などの施策を総合的に推進し、ひとり親家庭等の自立を支援してきたところです。

こうした中、国的基本方針が、現状の母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向等を踏まえ、令和2年3月に改正され、相談支援に必要な体制や環境の整備、相談関係職員の人材の確保と専門性向上、子どもの学習支援に関する地域資源の活用、子どもの就労支援、関係機関や民間団体と連携した養育費の確保及び面会交流の支援、地方自治体による国の補助事業の積極的な活用等が盛り込まれました。

また、本県においても、現行の県計画が令和元年度をもって終了を迎える中で、ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、ひとり親家庭等の自立に向けた支援をより充実・強化するため、このたび、現行の県計画を改定するものです。

2 計画の性格と役割

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく自立促進計画として、次のような役割を担うこととします。

- (1) 県においては、市町と一体となって、ひとり親家庭等対策を総合的、計画的に推進するための基本指針とします。
- (2) 市町に対しては、ひとり親家庭等対策推進の共通指針として、県と一体となった取組を期待します。
- (3) 県民、企業等に対しては、計画の推進についての理解と協力を期待します。

3 計画の期間

国の基本方針に定める計画期間や関連する県計画である「やまぐち子ども・子育て応援プラン」及び「山口県子どもの貧困対策推進計画」との整合を確保し、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画とします。

本計画は、原則として母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による、母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象とし、用語の定義は以下のとおりとします。

母子家庭…現に20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子とその児童で構成する家庭

父子家庭…現に20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子とその児童で構成する家庭

寡 婦…配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのあるもの

ひとり親家庭 …母子家庭及び父子家庭

ひとり親家庭等 …母子家庭、父子家庭及び寡婦

ひとり親家庭の親 …母子家庭の母及び父子家庭の父

ひとり親家庭の親等…母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦

第2章 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

1 ひとり親家庭等の現状

(1) 母子・父子世帯数（推計値）の状況*

世帯数（推計値）の状況をみると、前回（H24）調査と比較して、母子世帯、父子世帯とも減少しています。

（単位：世帯、%）

	H24年調査 (H24.6.1)	H29年調査 (H29.10.1)	増加率	全国 (H28.11.1)
母子世帯数	15,431	14,563	△5.6	1,231,600
父子世帯数	2,144	1,703	△20.6	187,000
総世帯数	601,583	600,877	△0.1	49,945,000

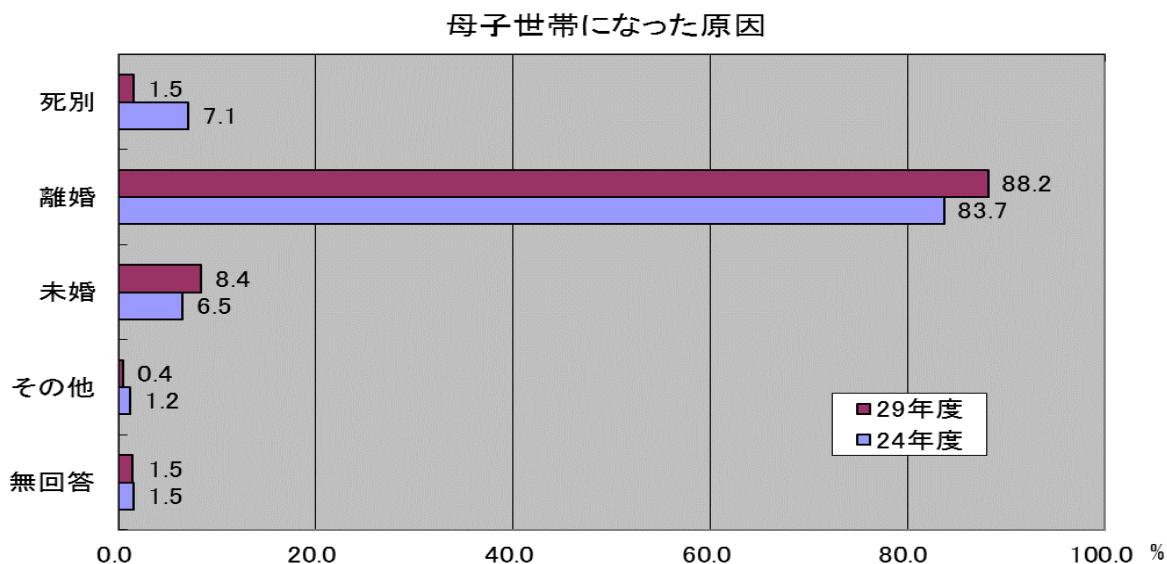
*世帯数については、一部の市町の電算システムの変更により、実際の世帯数の把握が困難となつたため、全国調査の算出方法に準じて、国勢調査の結果から推計を行っています。なお、寡婦世帯数については、推計の基準となる国勢調査の対象外であるため、算定不能となっています。

※山口県の総世帯数は「山口県人口移動統計調査」によるものです。

※全国の総世帯数は「国民生活基礎調査（H28.6.2現在）」によるものです。

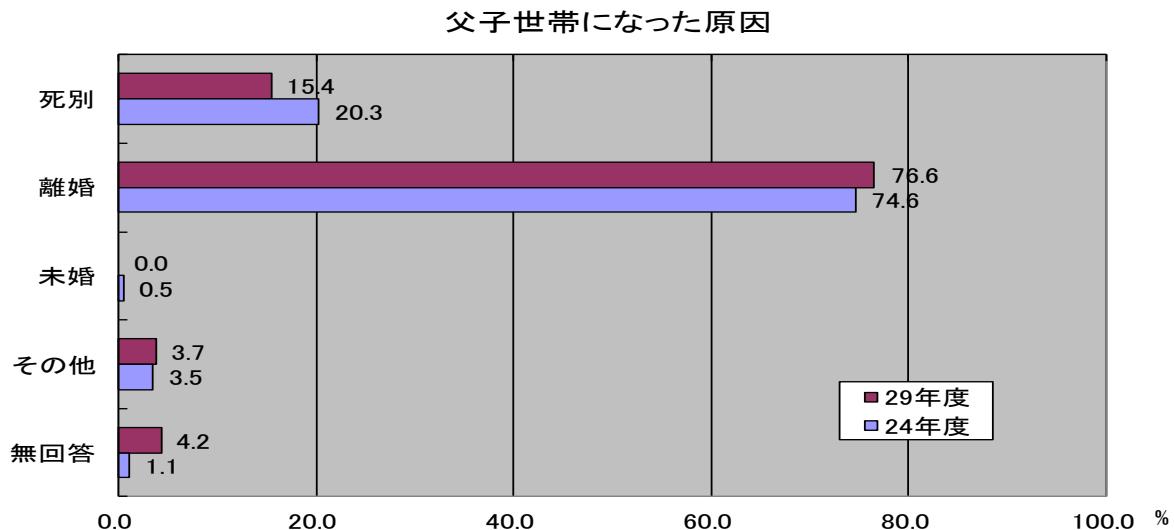
(2) 母子・父子世帯になった原因

母子世帯になった原因をみると、「離婚」によるものが88.2%と最も高く、次いで「未婚」が8.4%と、いずれも前回調査より上昇しています。一方で、「死別」は1.5%と、前回調査より低下しています。



* 山口県ひとり親世帯等実態調査（平成29年11月）結果報告書のデータを参照しています。
以下の項目についても同じ。

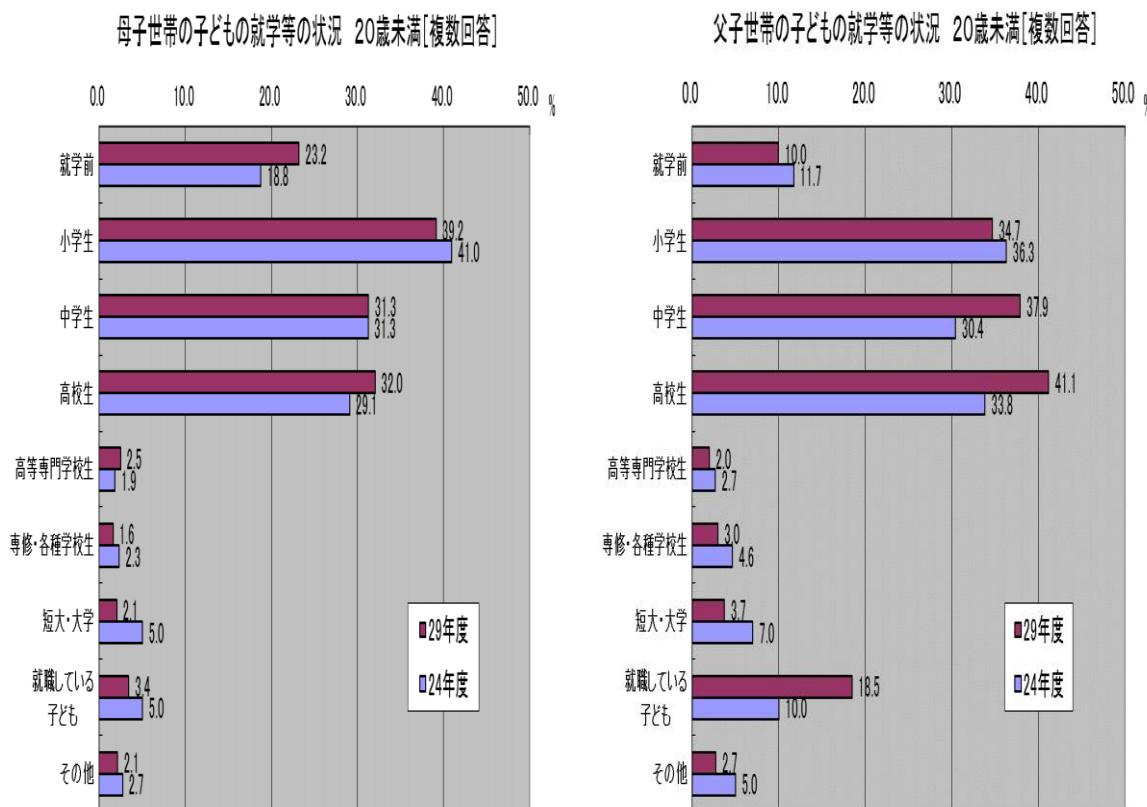
父子世帯になった原因をみると、「離婚」によるものが76.6%と前回調査より増加し、最も高く、次いで「死別」によるものが15.4%となっています。



(3) 母子・父子世帯の子どもの就学等の状況

20歳未満の子どもの就学等の状況は、母子世帯では「小学生」が最も高く、次いで「高校生」、父子世帯では「高校生」が最も高く、次いで「中学生」となっています。

母子世帯においては、「就学前」の割合が父子世帯よりも高くなっています。



(4) 母子・父子世帯の年間収入の状況

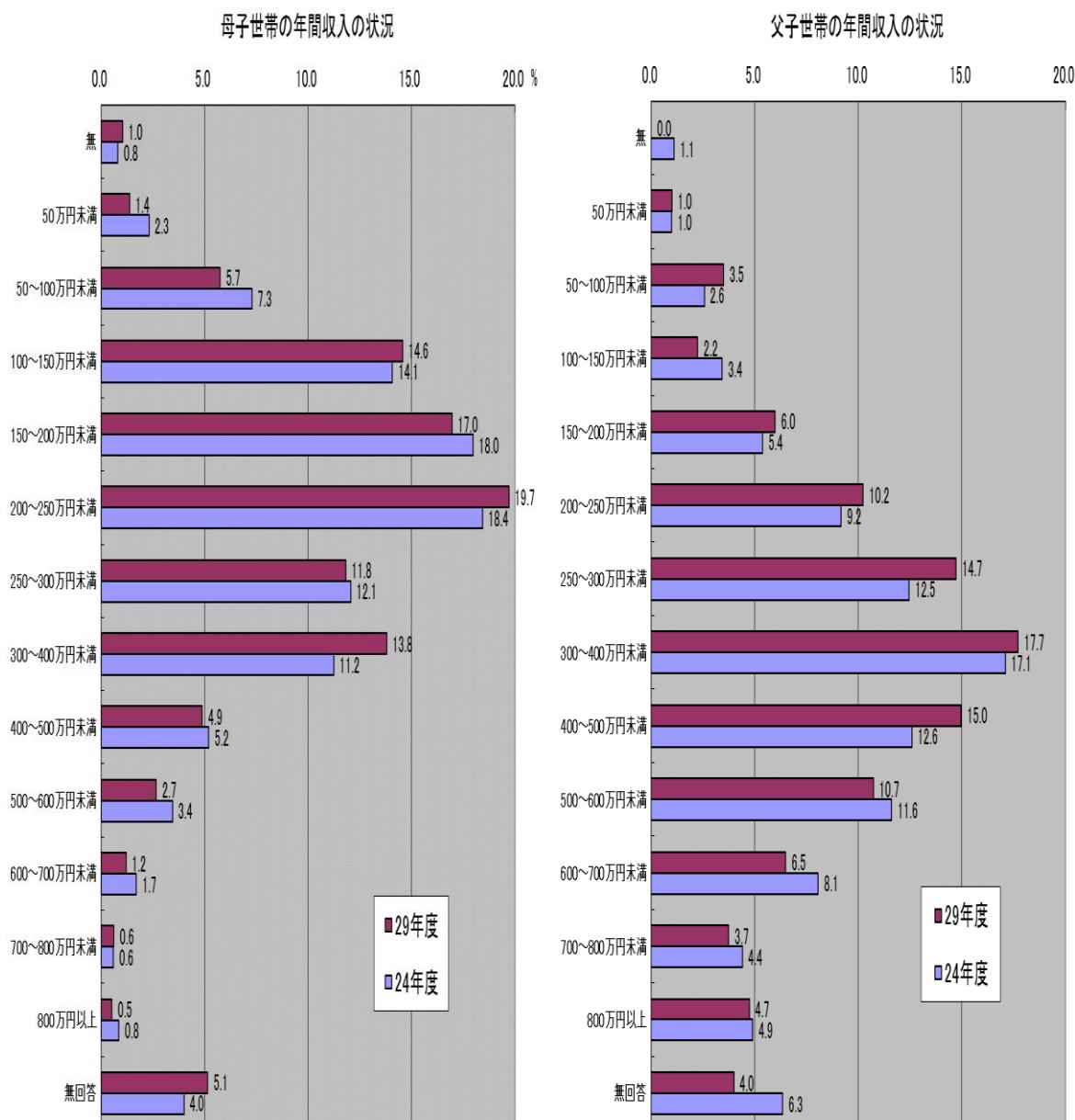
年間収入（児童扶養手当、年金、養育費等を含み、生活保護費は除く）の状況をみると、母子世帯は「200～250万円未満」が19.7%、父子世帯は「300～400万円未満」が17.7%と最も高くなっています。母子世帯では「250万円未満」の世帯が全体の約6割を占めています。

また、平均収入は、前回調査と比べ母子世帯は同額、父子世帯は9万円減少していますが、今回、調査対象を児童扶養手当受給資格者とした市町を除いて比較したところ、母子世帯では17万円、父子世帯では18万円の増額となっています。

[世帯の平均収入]

	H24年	H29年	増減
母子世帯	243万円	<u>243万円(260万円)</u>	<u>同額(17万円)</u>
父子世帯	401万円	<u>392万円(419万円)</u>	<u>△9万円(18万円)</u>

※H29年及び増減の括弧書きは、調査対象を児童扶養手当受給資格者とした市町を除いて算出した額です。

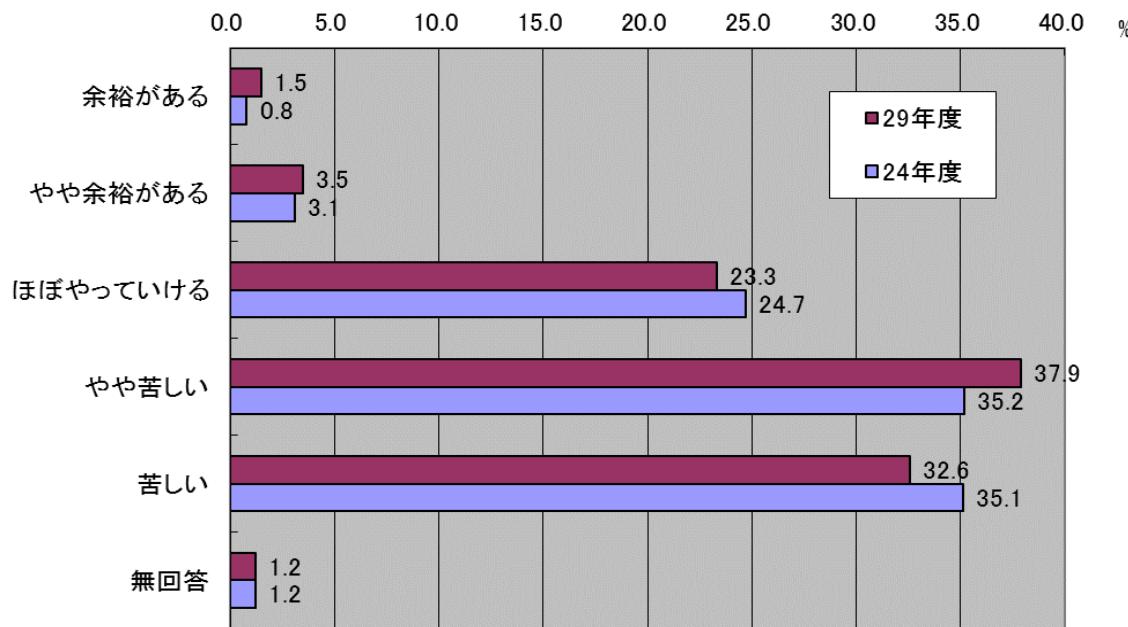


(5) 母子・父子世帯の現在の生活状況

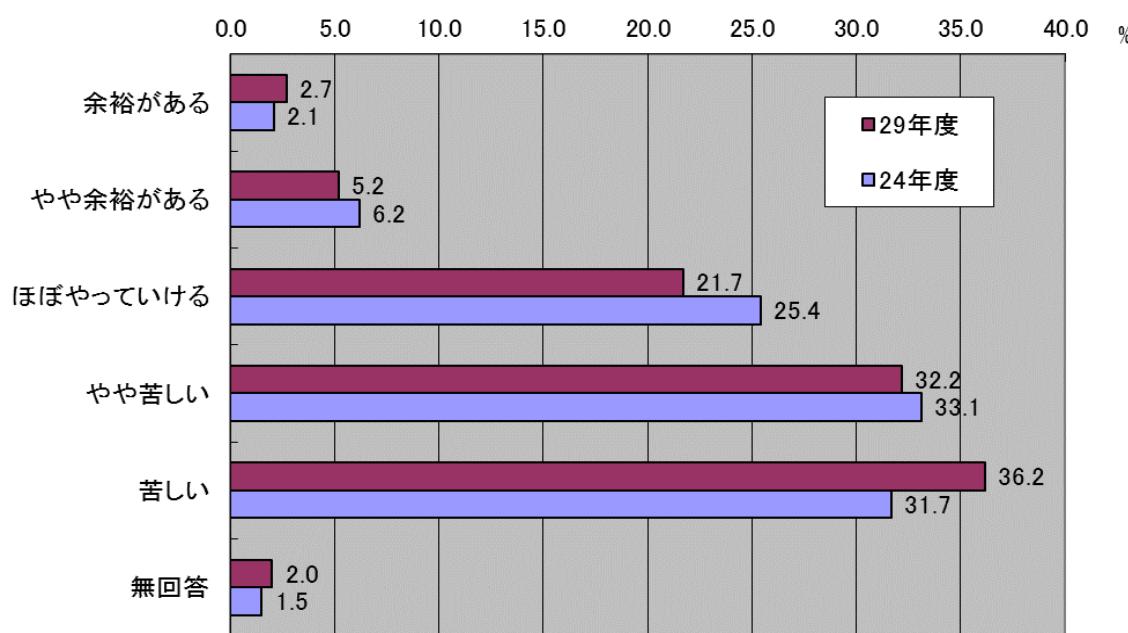
現在の生活の状況は、「やや苦しい」、「苦しい」の割合が高く、母子世帯で70.5%、父子世帯で68.4%と、いずれも増加しています。

一方、「余裕がある」、「やや余裕がある」の割合は低く、母子世帯では5.0%と増加していますが、父子世帯では7.9%と減少しています。

母子世帯の現在の生活の状況



父子世帯の現在の生活の状況

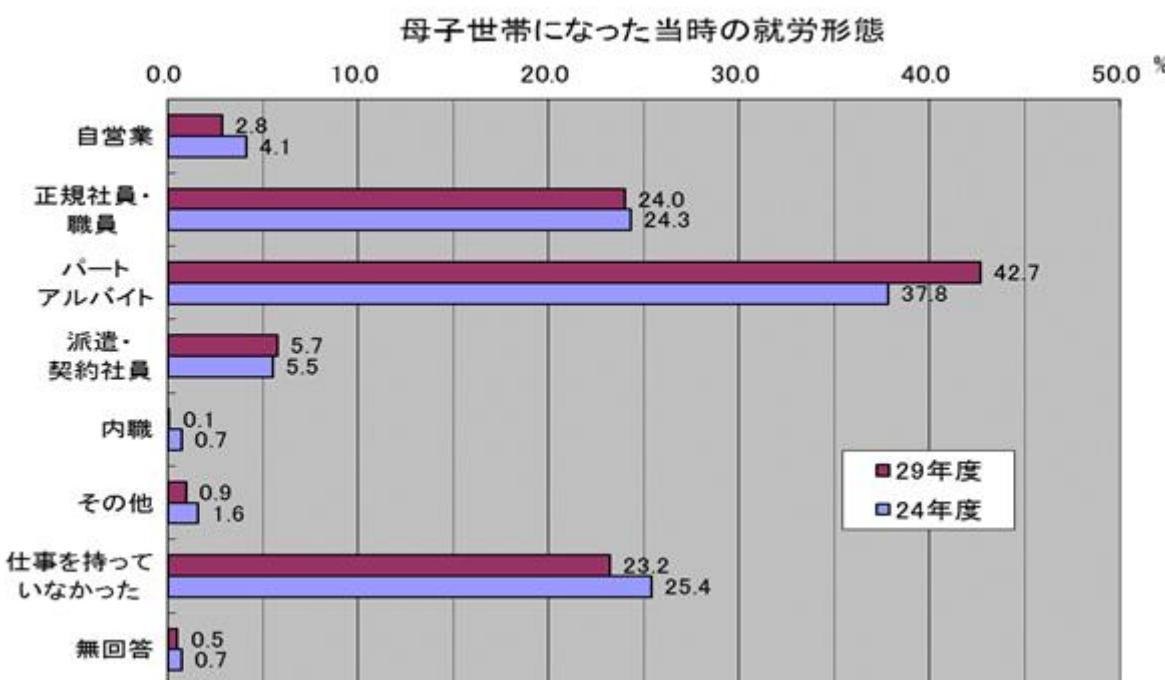
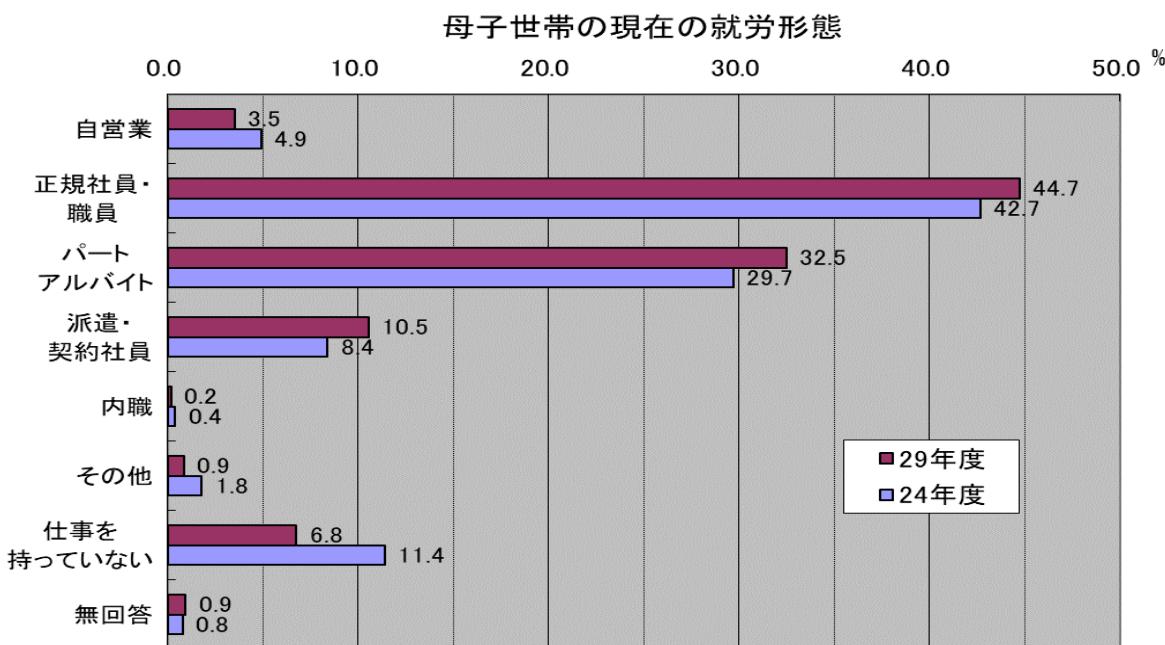


(6) 母子・父子世帯の就業形態

ア 母子世帯の就業形態

現在の就業形態をみると、前回調査と比較して、「正規社員・職員」、「パートアルバイト」及び「派遣・契約社員」の割合が増加し、「仕事を持っていない」の割合は減少しています。

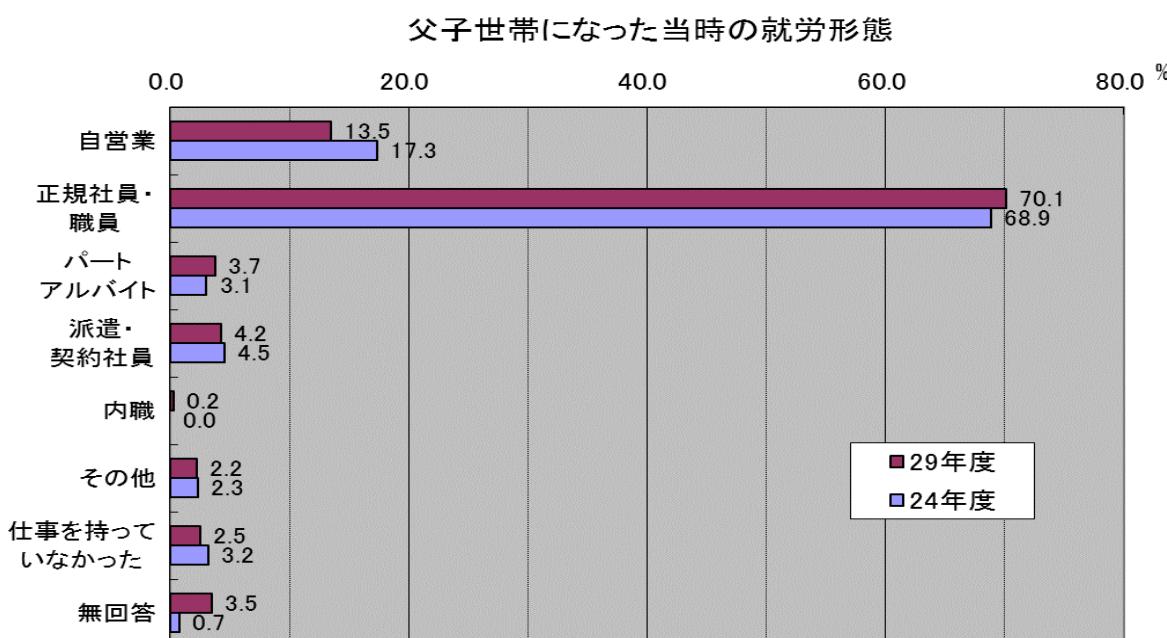
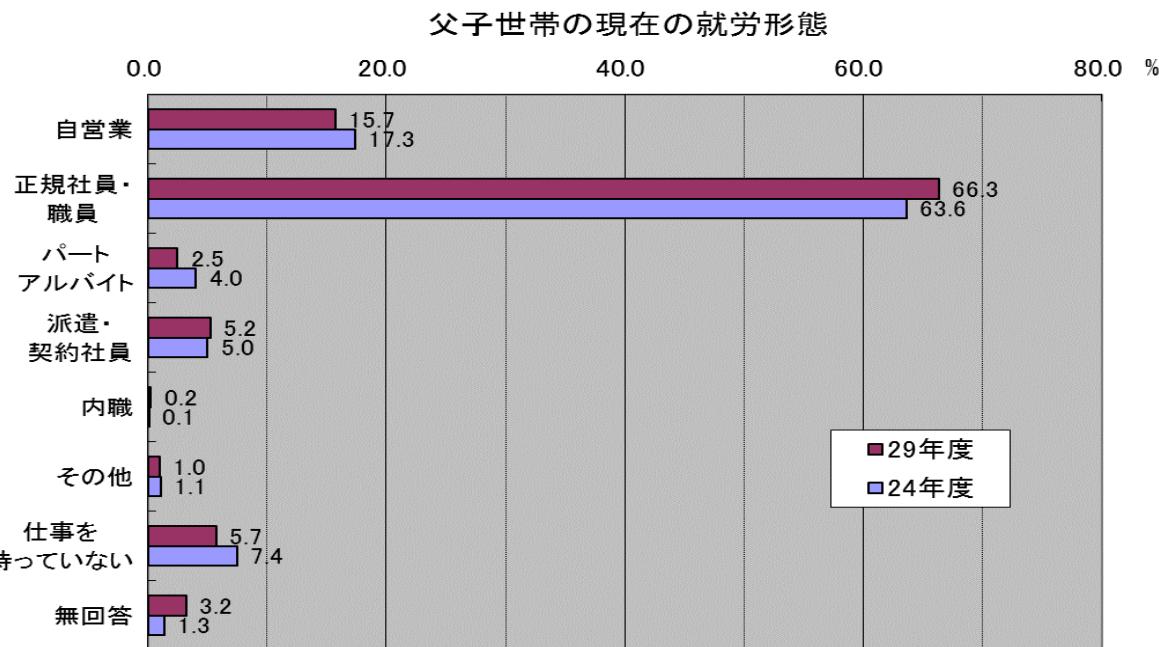
また、母子世帯になった当時は、「パートアルバイト」の割合が最も高く、「仕事を持っていないかった」も2割以上となっていますが、現在は、9割以上が就業しており、「正規社員・職員」の割合は4割を超えています。



イ 父子世帯の就業形態

現在の就業形態をみると、前回調査と比較して、「正規社員・職員」の割合が増加し、「自営業」、「パート、アルバイト」及び「仕事を持っていない」の割合が減少しています。

また、父子世帯になった当時と現在の就業形態をみると、「正規社員・職員」の割合が減少し、「仕事を持っていない」の割合が増加しています。



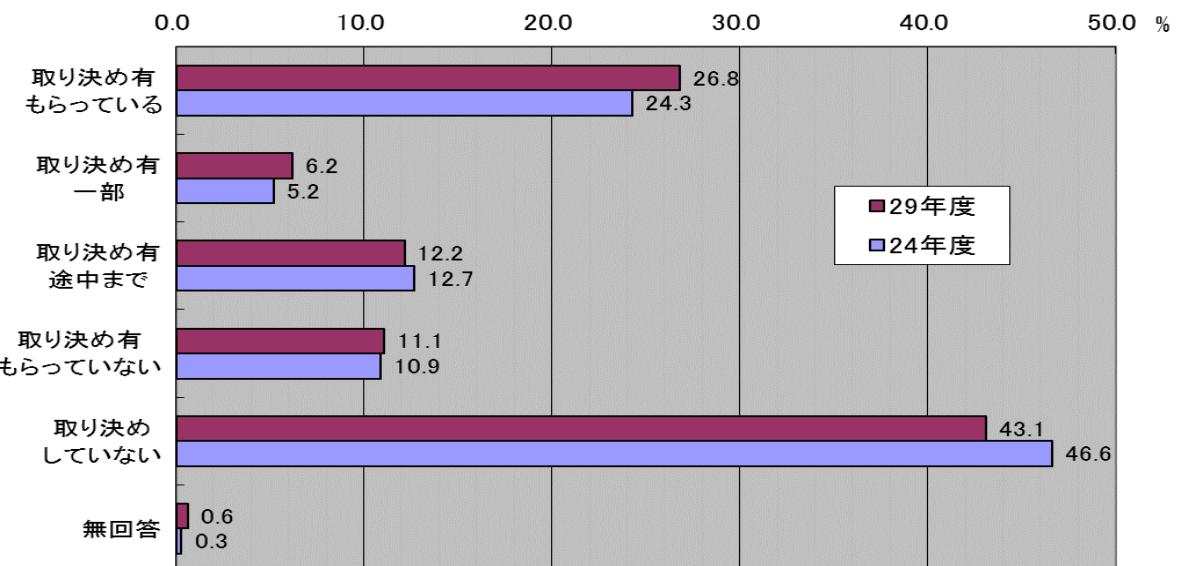
(7) 養育費の取り決め等

母子世帯における養育費についての取り決めをみると、「取り決めをしており、そのとおりもらっている」が26.8%と前回調査より高くなっています。

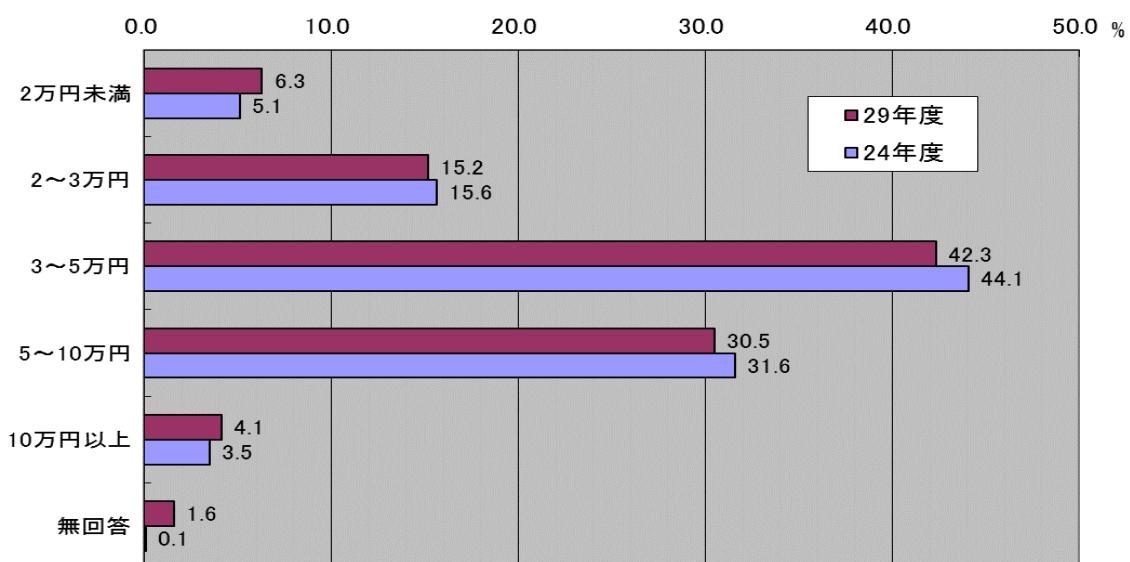
一方、「取り決めをしていない」割合は、前回調査より減っているものの、依然として4割程度が取り決めを行っていません。

養育費の月額は「3~5万円」と「5~10万円」の2階層が養育費をもらっている人の7割以上を占めています。

養育費についての取り決め

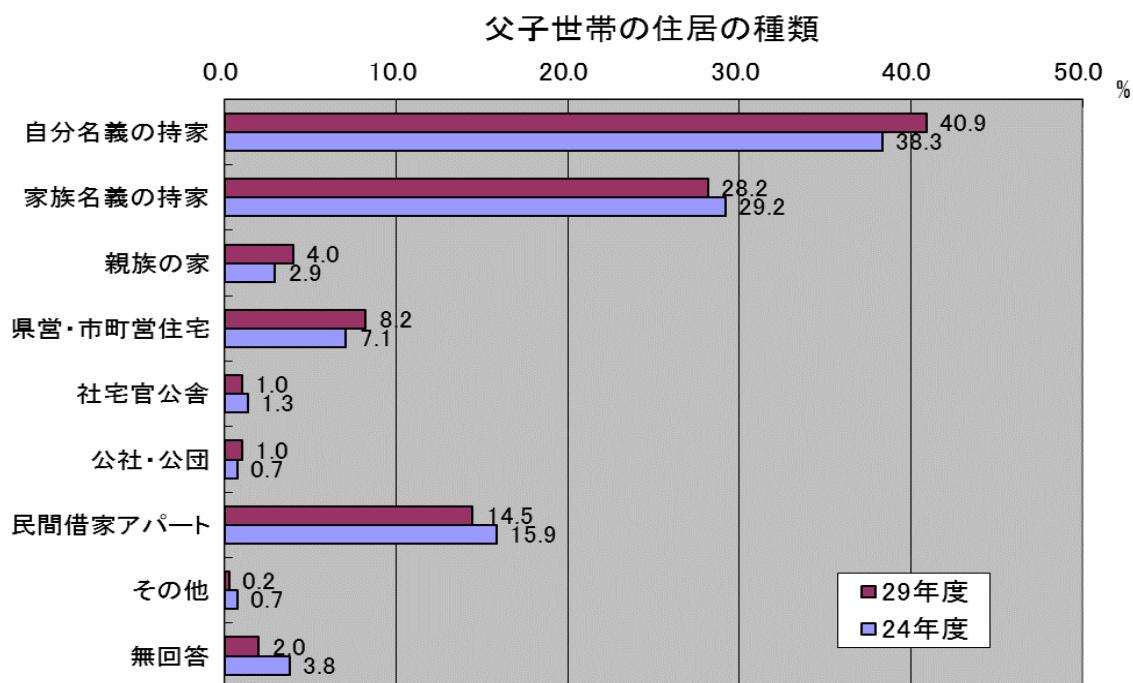
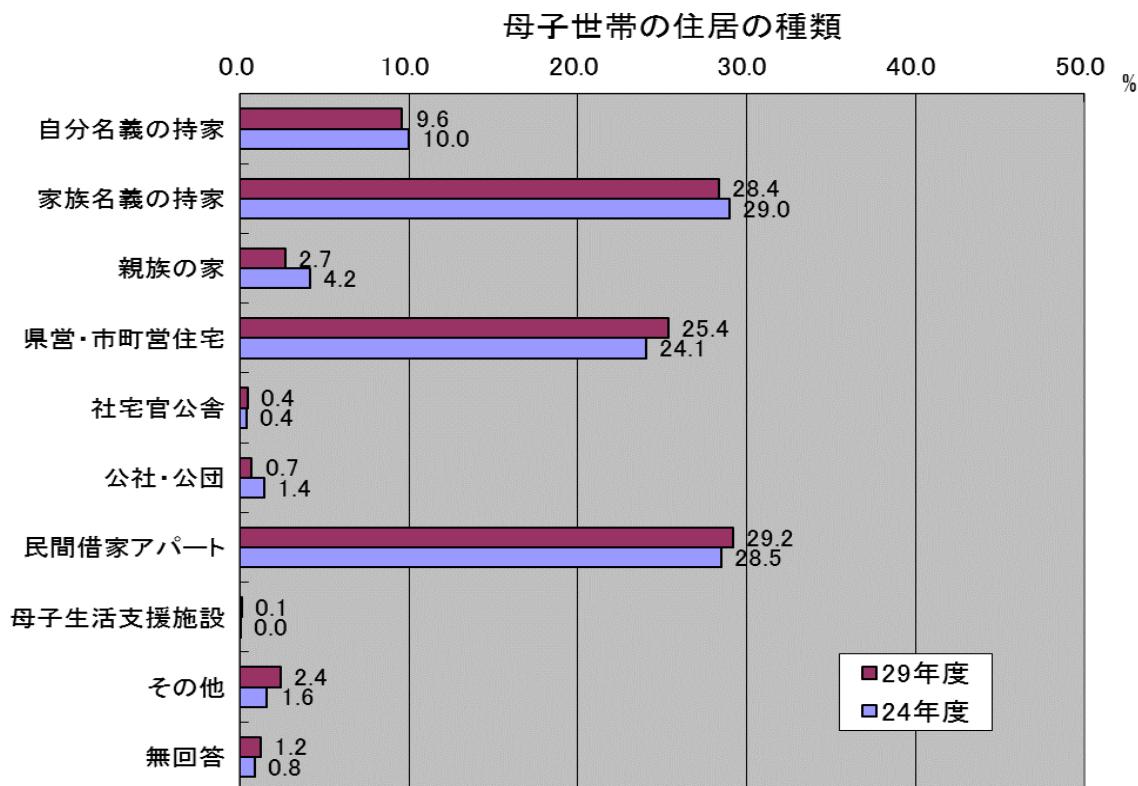


養育費の月額



(8) 母子・父子世帯の住居の種類

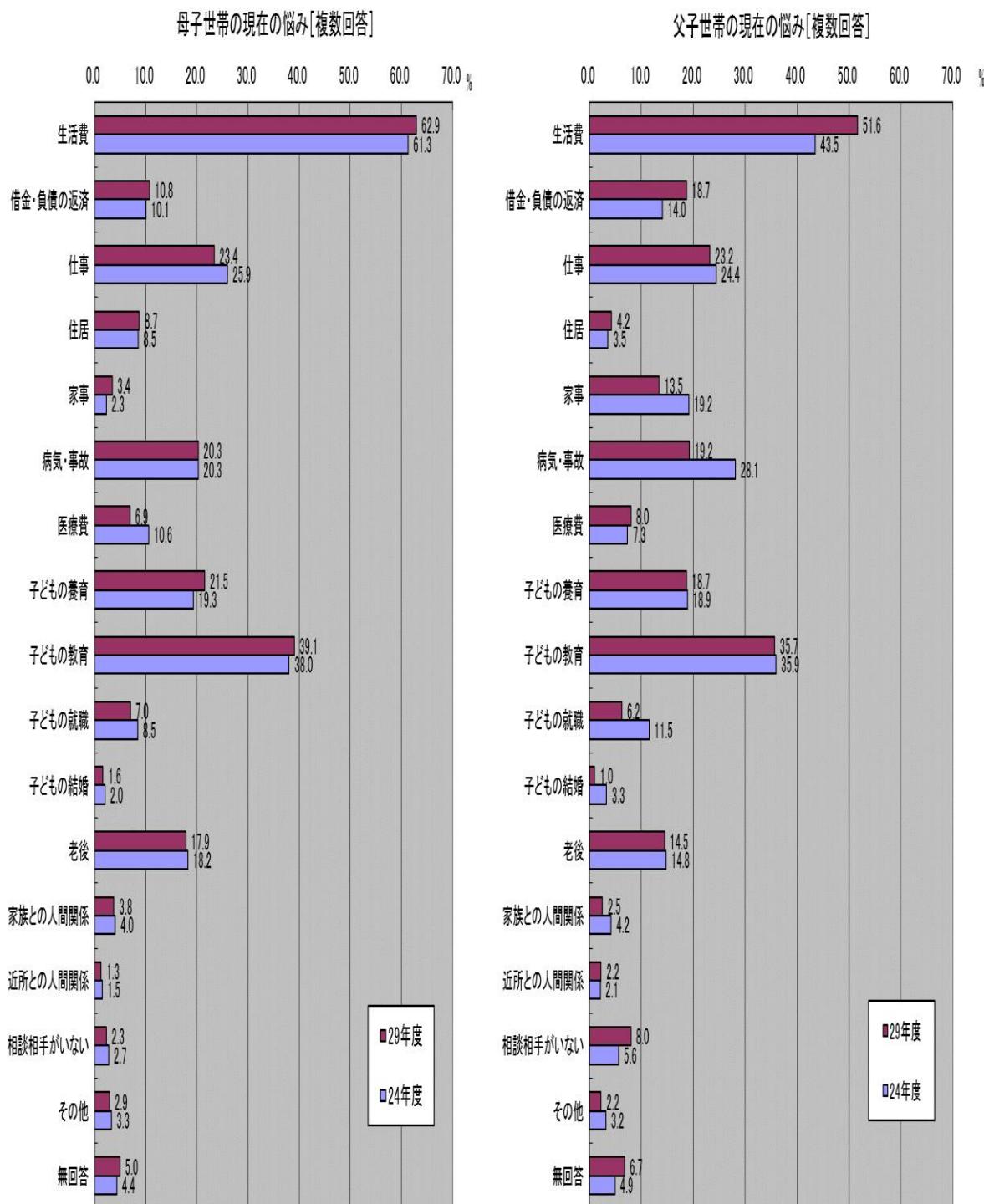
母子世帯では、持家（「自分名義の持家」、「家族名義の持家」）の割合が38.0%と、父子世帯の69.1%と比べ低くなっています。



(9) 母子・父子世帯の悩み

現在の悩みでは、母子世帯、父子世帯ともに「生活費」の割合が最も高く、次に「子どもの教育」となっています。

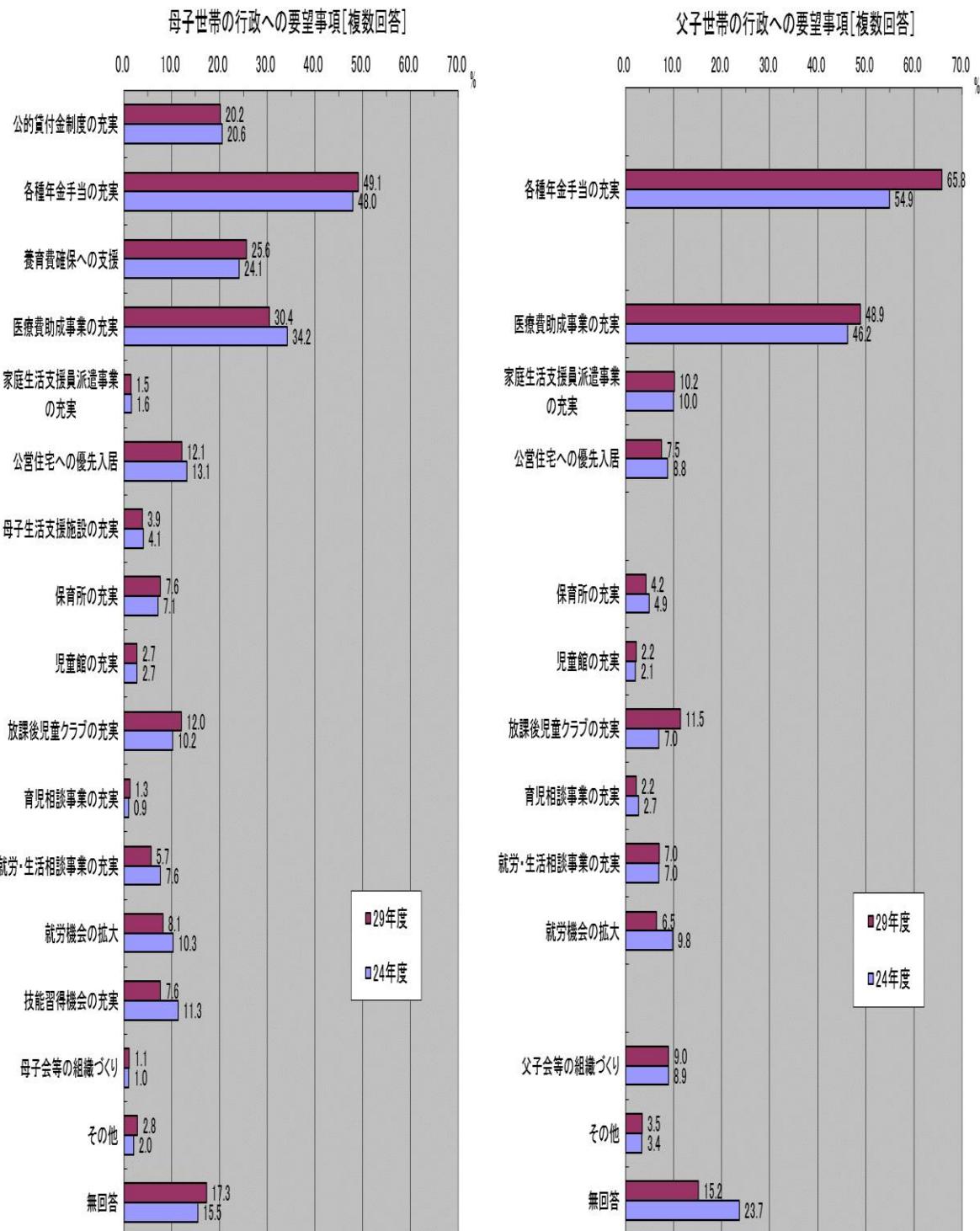
そのほか、「仕事」、「病気・事故」、「子どもの養育」などが多く、父子世帯では、「借金・負債の返済」が増えています。



(10) 母子・父子世帯の行政への要望

母子世帯、父子世帯とともに、「各種年金、手当の充実」が最も高く、次いで「医療費助成事業の充実」となっており、経済的な支援が高くなっています。

母子世帯では、続いて「養育費確保への支援」、「公的貸付金制度の充実」が高くなっています。全体の2割を越えています。



2 ひとり親家庭等を取り巻く課題

(1) 相談・情報提供機能の強化

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、就業や収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することになるため、支援施策及び相談窓口に関する分かりやすい情報提供、相談関係職員の育成及び専門性の向上や民間団体との連携等、必要な支援が行き届くよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援体制の充実を図ることが必要です。

(2) 就業による自立の促進

就業の形態は、母子家庭で正規社員・職員の割合が、母子世帯となった当時と比べ現在では、20 ポイント以上増えているものの、全体の 44.7% と、依然として低くなっています。収入面や雇用条件等でより安定した雇用につながるよう、就業相談から就業あっせんに至るまでの支援体制の充実や子育てとの両立がしやすい環境の整備を図ることが必要です。

(3) 生活支援策の推進

母子世帯では、世帯の年間収入が 250 万円未満の世帯が全体の 59.4% で、現在の生活の状況が「やや苦しい」「苦しい」と感じている割合は、母子世帯で 70.5%、父子世帯で 68.4% と高くなっています。ひとり親家庭等の自立を促進するには、生活基盤や経済的基盤を安定させるため、生活の場の確保や、生活支援サービス、経済的支援の充実を図ることが必要です。

(4) 子育て支援の充実

母子・父子世帯とともに、子どもが就学前又は小学生の子どもがいる世帯が半数程度あり、ひとり親家庭の子どもの健やかな成長を支援するという観点からも、ひとり親家庭への多様な保育サービスの提供や児童の健全育成などの支援の充実を図ることが必要です。

また、希望に応じて子どもの就労を支援するといった視点も重要であることから、就業相談や就業情報の提供等、就職を希望する学生・生徒等に対する就労支援等を推進していくことが必要です。

第3章 自立促進施策の総合的な推進

ひとり親家庭等が社会の理解と幅広い支援を得ながら、地域社会の一員として様々な活動に参加し、ともに支え合い、自らの力で安定した生活を営むことができるよう、5つの施策体系に沿って、ひとり親家庭等の自立促進のための施策を総合的に推進します。

《施策推進の視点》

この計画に掲げる施策については、次の視点に立って具体的な取組を進めます。

経済的な自立に向けた支援

ひとり親家庭等の自立を促進するためには、就業による収入をもって経済的に自立し、子育てできることが重要であることから、「経済的自立に向けた支援」の視点に立って施策を推進します。

子どもの健やかな成長

親との離死別が子どもの精神面や成長過程に与える影響に十分配意しながら、子どもの幸せを第一に考えた支援が重要であることから、「子どもの健やかな成長」の視点に立って施策を推進します。

県・市町・民間の協働

各分野にわたるひとり親家庭等の自立促進施策の実効をあげていくため、ひとり親家庭等の支援に協働して取り組むことが重要であることから、「県・市町・民間の協働」の視点に立って施策を推進します。

《施策体系》

1 相談・情報提供機能の強化

- (1) 相談機能の強化
- (2) 情報提供の充実
- (3) 養育費の確保に向けた支援

2 就業による自立の促進

- (1) 山口県母子家庭等就業・自立支援センター等による支援
- (2) 就業に向けた能力開発・就業機会創出のための支援
- (3) 国の施策との連携強化

3 生活支援策の推進

- (1) 生活支援サービスの充実
- (2) 生活の場の確保
- (3) 経済的支援の充実

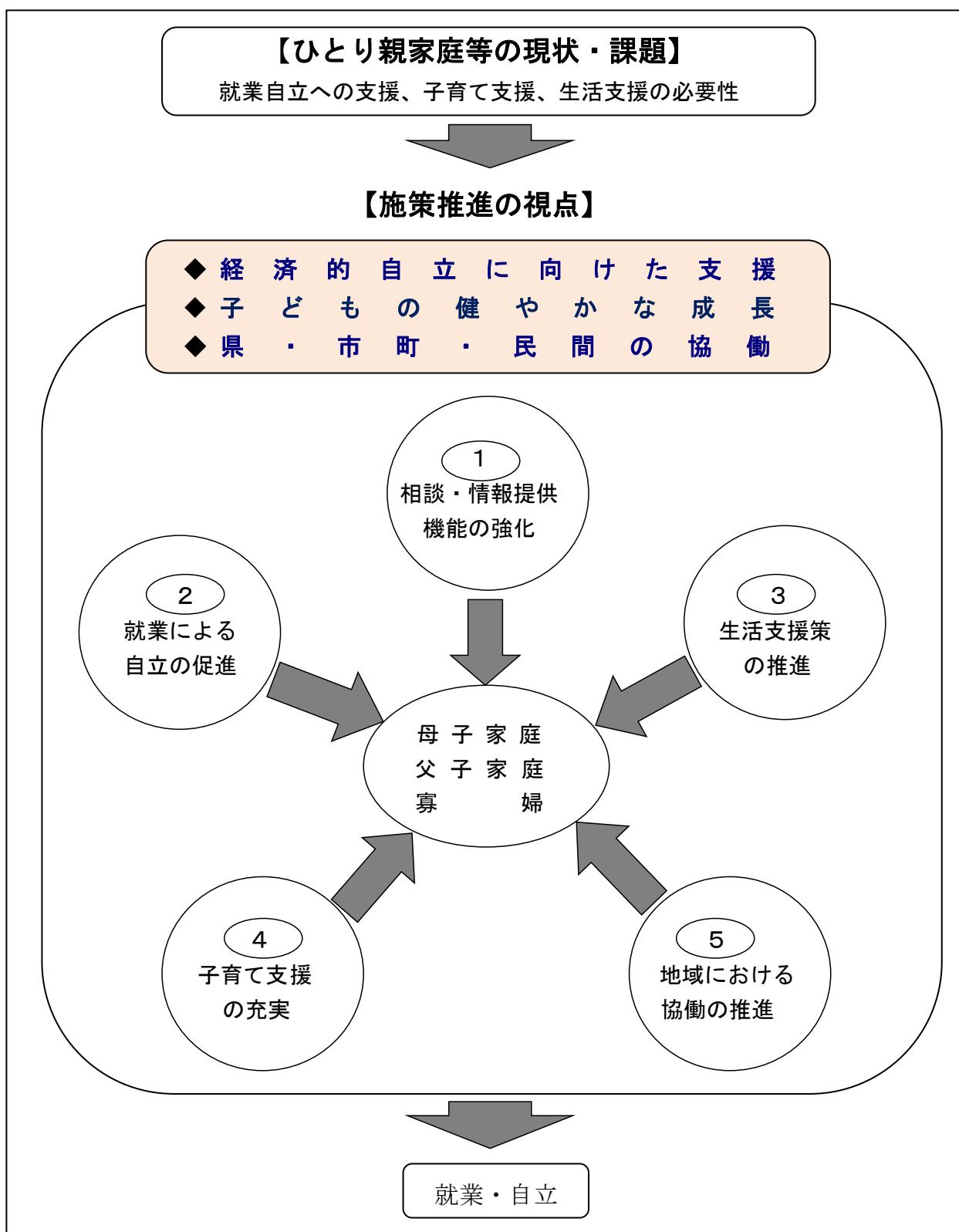
4 子育て支援の充実

- (1) 母子保健・小児医療等の充実
- (2) 子育てに関する相談機能の充実
- (3) 多様な保育サービスの充実
- (4) 児童の健全育成
- (5) 子どもの就労支援

5 地域における協働の推進

- (1) 身近な地域での支援の促進
- (2) 母子・父子福祉団体に対する支援の拡充
- (3) ひとり親家庭等の地域活動への参加促進

施策推進のイメージ



1 相談・情報提供機能の強化

実施主体※

ひとり親家庭等は、住居、健康等の生活面、子育てや就業等について不安や悩みを抱えていることが多くなっています。

このため、身近なところで生活全般にわたる相談を実施し、就業や自立支援に関する情報提供や助言を行うなど、「相談・情報提供機能の強化」を図ります。

(1) 相談機能の強化

○ 総合的な相談窓口の充実

・県健康福祉センターやひとり親家庭等に最も身近な市町の福祉事務所等において、地域の実情に応じて母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置すること等により、総合的な相談窓口としてひとり親家庭等の相談に応じるとともに、様々な支援メニューに関する情報提供を行います。

県・市

【母子・父子自立支援員】

市、周防大島町：福祉事務所に配置 16人 (H31. 4現在)

県：健康福祉センターに配置 8人 (同 上)

・ひとり親家庭等の自立を図るため、県母子・父子福祉センターにおいて、支援情報の集約を行い、適切な支援につなげるため市町をはじめとした支援機関等に積極的に情報提供を行うとともに、生活、生業、就業、教育、結婚など様々な相談に総合的に応じ、専門的指導や援助を実施します。

県

山口県母子・父子福祉センター	山口市富田原町4-58	TEL (083)923-2490 FAX (083)923-2499
E-mail:y-bosi-senter@tiara.ocn.ne.jp		

※R3.4.1～ 山口市吉敷下東3-1-1～移転予定

※ 実施主体で「市」は福祉事務所を設置する周防大島町を含む。

○ 相談対応職員の研修等

ひとり親家庭の親等が様々な事情を抱えていることを理解し、寄り添った相談対応ができるよう、母子・父子自立支援員等に対しカウンセリングや相談技法などの専門性向上に関する研修等を実施し、相談体制の充実を図ります。

県

○ 山口県母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談

山口県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業に関する支援と併せ、ひとり親家庭等に対する生活全般にわたる相談・助言等を実施します。また、母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が各地域を訪問する巡回相談等を実施します。

県

山口県母子家庭等就業・ 自立支援センター	山口市富田原町4-58 山口県母子・父子福祉センター内	TEL (083)923-2490 FAX (083)923-2499
	E-mail:y-bosi-senter@tiara.ocn.ne.jp	

※R3.4.1～ 山口市吉敷下東3-1-1～移転予定

○ 山口県男女共同参画相談センターにおける相談

山口県男女共同参画相談センターにおいて、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）被害者等に対する一般相談や専門家による相談を実施します。

県

山口県男女共同参画相談 センター (配偶者暴力相談支援 センター)	山口市湯田温泉 <u>5-1-1</u> 山口県婦人教育文化会館 (カリエンテ山口) 内	<u>◆DV相談</u> <u>短縮ダイヤル #8008</u> <u>または</u> TEL (083)901-1122 DVホットライン (緊急用) 0120-238122 <u>◆性暴力相談</u> <u>短縮ダイヤル #8891</u> <u>または</u> TEL (083)902-0889
--	--	--

○ 生活困窮者自立支援制度による支援

ひとり親家庭等が生活に困窮した場合には、生活困窮者自立支援制度により、就労や住居等に関する支援を行うとともに、他の関連施策とも連携し、対象者の状況に応じた、より効果的な支援を行います。

県・市

○ 相談機関相互の連携強化

保健・医療・福祉分野をはじめ、様々な相談機関が各種の相談事業を行っており、これらの各機関が相互に連携を強化し、それぞれが有する情報を把握・活用した相談機能の充実を図ります。

県・市町

○ 市町におけるひとり親家庭等自立促進計画の策定

市町において、ひとり親家庭等への支援施策を総合的、計画的に推進するため、今後の施策の方向性等をとりまとめた「ひとり親家庭等自立促進計画」を策定します。

市町

(2) 情報提供の充実

○ 分かりやすい情報提供の推進

ひとり親家庭等の支援施策に関する情報や相談窓口を分かりやすく示したパンフレット等の作成・配布や、県広報誌、市町広報誌、ホームページ等の活用により、生活支援や子育て支援、就業支援等の各種支援施策や相談窓口等に関する情報提供を積極的に行い、制度の周知を図ります。また、支援を必要とするひとり親家庭等に確実に情報等が届くよう、アウトリーチ型の相談やＳＮＳ等を活用した相談ツールの構築を検討します。

県・市町

○ 山口県母子家庭等就業・自立支援センターにおける情報提供

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ハローワークの新着情報等の中から子育てと両立しやすい条件の求人情報を厳選するなど、きめ細かでタイムリーな就業情報を提供します。

県

○ 民間団体等との連携強化

母子・父子福祉団体や民生委員・児童委員等との連携により、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための情報提供の充実を図ります。

県・市町

(3) 養育費の確保に向けた支援

○ 養育費に関する情報提供

離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性を理解してもらうため、相談窓口や養育費に関する知識、面会交流の取決めなどについて、パンフレットなどを用いた分かりやすい情報提供、啓発活動を推進します。

県・市町

○ 養育費相談センターとの連携

国の養育費相談支援センターが、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を実施していることから、山口県母子家庭等就業・自立支援センターの相談員や母子・父子自立支援員は、本センターと積極的に連携を図り、困難事例への対応や相談能力の向上を図ります。

県・市町

養育費相談支援センター	東京都豊島区西池袋2-29-19 <u>K T</u> ビル10階	TEL (03) 3980-4108 FAX (03) 6411-0854
-------------	--------------------------------------	--

○ 養育費相談員の配置

山口県母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費相談員（センター相談員と兼務）を配置し、養育費の取決めや支払いの履行等に関する相談を実施します。

県

○ 弁護士等による法律相談

山口県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費の取決めや履行確保などの法律に関する問題について、弁護士相談の経費助成を行います。

県

○ 相談対応職員の研修

母子・父子自立支援員等の相談関係者が養育費確保に向けた相談に適切に対応できるよう、養育費の取得手続や面会交流、関係機関・団体との連携等に関する研修を実施します。

県

2 就業による自立の促進

ひとり親家庭の親等が就業により、社会的に自立した生活を送ることができるよう、就業による自立に向けた支援の強化が重要です。

このため、より安定した雇用につながるよう、就業相談から就業あっせんに至るまでの支援体制を充実強化することにより「就業による自立の促進」を図ります。

(1) 山口県母子家庭等就業・自立支援センター等による支援

- 山口県母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援
 - ・山口県母子家庭等就業・自立支援センターでは、就業相談、就業情報の提供などの就業支援を行います。また、ハローワーク、福祉人材センター等との連携により、求人の確保に努めるとともに、希望や適性等に応じた就業あっせんを実施します。

県

- ・山口県母子・父子福祉センターに就業支援専門員を配置し、市町への巡回就業相談や職員研修等を実施します。

県

山口県母子家庭等就業・ 自立支援センター	山口市富田原町4-58 山口県母子・父子福祉センター内	TEL (083)923-2490 FAX (083)923-2499
E-mail:y-bosi-senter@tiara.ocn.ne.jp		

山口県福祉人材センター	山口市大手町9-6 山口県社会福祉協議会内	TEL (083)922-6200 FAX (083)922-6652
-------------	--------------------------	--

- ・ひとり親家庭の親等の就業促進についての理解を得るために、事業主に対する啓発活動や情報提供を行うとともに、訪問活動による企業等の求人開拓や企業情報の収集によるマッチングを実施し、雇用について協力要請を行います。

県

○ 公的機関の求人情報の提供

国の機関や県・市町、公共的施設等における非常勤職員の求人情報を求職者に提供するなど、ひとり親家庭の親等の就業の促進を図ります。

県

○ 「母子・父子自立支援プログラム」の策定

・山口県母子家庭等就業・自立支援センター、県健康福祉センター等において、児童扶養手当の受給者等の自立を促進するために、個々の受給者の希望、事情等に対応した「母子・父子自立支援プログラム」を策定し、ハローワーク等と連携しながら就業支援を行います。

県・市

・母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施に当たっては、児童扶養手当の受給資格認定期、現況届提出時等あらゆる機会を捉え、対象者に対する事業の紹介等に努める等、自立が見込まれる対象者のプログラム策定に着実につながるよう、効率的かつ効果的に実施します。

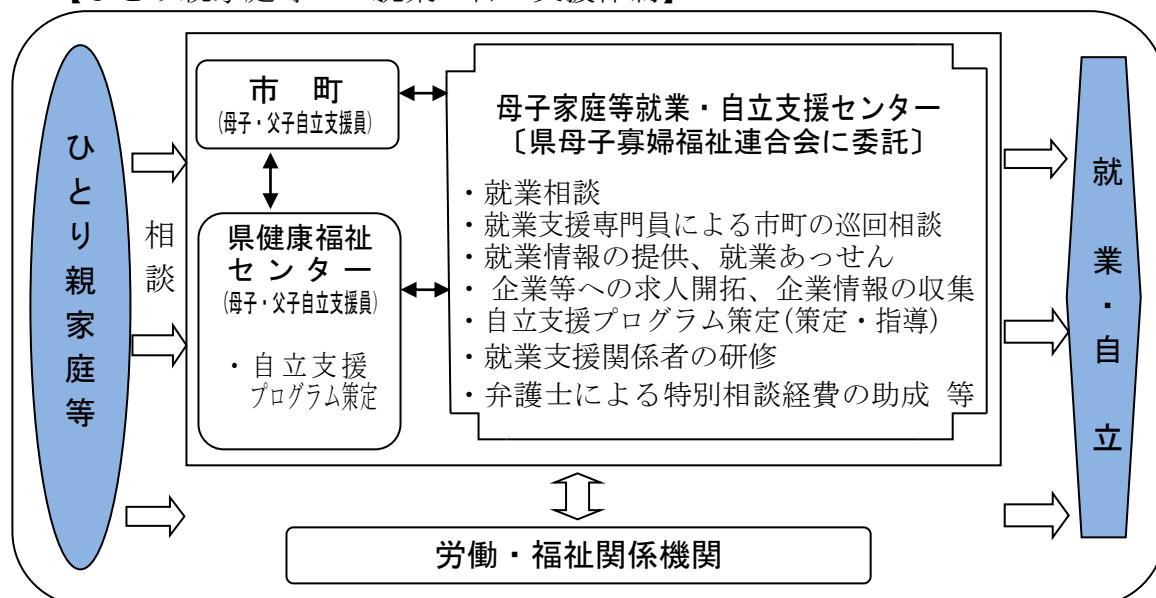
県・市

○ 就業支援関係者の研修

就業支援を円滑かつ効果的に実施するため、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、母子・父子自立支援員等の就業支援関係者の研修の充実を図ります。

県

【ひとり親家庭等への就業・自立支援体制】



(2) 就業に向けた能力開発・就業機会創出のための支援

○ 職業訓練の実施

求職者や転職希望者に対し職業能力開発の機会を提供するため、介護等の職業訓練を実施します。また、職業訓練の募集にあたり未就労のひとり親家庭の親等の専用枠を設け、受講の機会を拡大します。

県

○ 生活困窮者自立支援制度による就労支援

生活困窮者自立支援制度に基づき、ひとり親家庭の親も含め就労による自立を目指す者に対し、就労支援員による支援やハローワークと福祉事務所のチーム支援、就労準備段階の者への支援などきめ細かな支援を実施します。

県

○ 子育て女性等の再就職の支援

子育て女性等を対象とした再就職支援（職場体験、短期実践研修、職業訓練等の実施）を実施します。また、県民局で行うキャリアカウンセリングに「女性相談デー」を設け、女性のカウンセラーが女性からの相談にきめ細かく対応することにより、子育て女性等の再就職の支援を行います。

県・市

○ 技能習得資金等の貸付

公共職業能力開発施設等において技能を習得する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金や生活資金の貸付けを行います。

県

○ 自立支援教育訓練給付金等の給付

ひとり親家庭の親の職業に関する知識や技能の習得を容易にし、就職の促進を図るため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等を給付します。

市部・市
町部・県

◇自立支援教育訓練給付金

職業能力開発のため、国が対象としている講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等）を受講したひとり親家庭の親に対し
て、受講料の一部を支給

◇高等職業訓練促進給付金等

看護師、介護福祉士等の就職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関において修業するひとり親家庭の親に対し、修業期間中の生活の安定を図るため、高等職業訓練促進給付金(修業期間中の一定期間)を支給するとともに、修業期間修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給

○ 高等職業訓練促進資金の貸付

- ・高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利ない資格(看護師、調理師等)の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金、就職準備金の高等職業訓練促進資金の貸付を行い、資格取得を促進します。

県

○ 創業の支援

- ・ひとり親家庭の親等が事業を開始する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の事業開始資金の貸付けを行い、創業を支援します。

県

- ・創業希望者に対し、事業計画策定やノウハウ取得等に向けた創業セミナーの開催等によるきめ細かな支援を行うとともに、創業応援資金による融資を行い、創業を支援します。

県

○ 保育士資格の取得の促進

家庭的保育事業の補助者としての経験を、保育士試験の受験に必要な実務経験に算入することにより、保育士資格の取得を促進します。

県

○ 身元保証人の確保

母子生活支援施設や児童養護施設等を退所する児童等が身元保証人を得られずに就職が困難となることがないよう、身元保証人確保のための支援を実施します。

県

○ 学び直しの支援

より良い条件の就職や転職に向け、ひとり親家庭の親又は子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を修了した時、及び高等学校卒業程度認定試験に合格した時に、講座受講費用の一部を助成します。

県・市

○ 求人情報の提供及び就職相談の実施

児童扶養手当の手続を行う際等に、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センター等と連携して、母子・父子自立支援員等による求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を実施します。

県・市

○ 母子・父子福祉団体への求人情報の提供

職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等に対し、ハローワークや福祉人材センターと連携し、求人情報の提供等を実施します。

県・市

(3) 国の施策との連携強化

○ 国と緊密に連携した就業支援

ひとり親家庭の親の就業機会の創出等を図るために、国（ハローワーク、労働局）が実施する事業等を積極的に活用し、国と緊密に連携した就業支援を行います。

県・市

国（公共職業安定所（ハローワーク）、労働局）が実施する事業

◇ 就業の支援

○ ひとり親家庭の親に対して、関係機関と連携し、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施しています。また、マザーズコーナー等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施しています。

○ 母子家庭等就業・自立支援センターに対し、必要な求人情報を積極的に提供しています。

○ 児童扶養手当又は生活保護を受給しているひとり親家庭の親に対して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を行うため、ハローワークと県・市の福祉担当部局が連携して生活保護受給者等就労支援事業を推進しています。

- ◇ 就業機会創出のための支援
 - 特定求職者雇用開発助成金の支給

ひとり親家庭の親（※）の就職が困難な者の雇用機会の拡大を図るため、これらの者をハローワーク又は雇用関係給付金取扱いの同意を行っている職業紹介事業者の紹介により雇い入れ、継続して雇用する事業主に対して、助成金を支給しています。
 - トライアル雇用事業の実施

ひとり親家庭の親（※）が職業経験の不足などから就職が困難な場合、原則3か月の試行就業（トライアル雇用）を行うことにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしてもらう制度で、求職者、事業者の相互理解を深めることができ、ミスマッチを防ぐことができる制度となっており、一定の要件のもと、試行就業を行った事業主に対して奨励金を支給しています。
 - キャリアアップ助成金の支給

有期契約労働者のひとり親家庭の親（※）を無期雇用又は正規雇用労働者へ転換させた事業主に対し、加算措置を設け、助成金を支給しています。

※ただし、父子家庭の父については、児童扶養手当を受給している者に限る。

- ◇ 職業訓練のあっせん
 - 職業能力形成機会に恵まれない方等の安定雇用への移行を促進するため、求職者個々のニーズに対応した公的職業訓練への適切なあっせんを行い、訓練終了後も安定就職に向けて就職支援を実施しています。

なお、一定の要件を満たす場合には、訓練期間中の生活を支援し、訓練受講を容易にするための給付金を支給する求職者支援制度があります。

- ◇ ひとり親家庭の親の雇用に関する啓発活動
 - 事業主に対し、ひとり親家庭の親の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動を積極的に推進しています。

3 生活支援策の推進

ひとり親家庭等の自立を促進するためには、生活基盤や経済的な基盤を安定させることが重要です。

このため、生活の場の確保や児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等による経済的支援を行うなど、「生活支援策の推進」を図ります。

(1) 生活支援サービスの充実

○ 家庭生活支援員の派遣

ひとり親家庭の親等が技能習得、就職活動、病気、看護、冠婚葬祭、学校行事等の事由により、一時的に子育てや生活支援が必要となった場合に、家庭生活支援員の派遣等により、家事、介護、保育サービスなどの支援を行います。

県

○ 家計管理・生活支援講習会の開催

家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する生活支援講習会等を開催します。その際、児童を預かる託児サービスを提供します。

県

(2) 生活の場の確保

○ 母子生活支援施設における支援

・離婚等により生活や子どもの養育が困難になった母子家庭を支援するため、生活の場としての母子生活支援施設の利用を促進するとともに、サテライト型施設の設置を促進します。

県・市

・また、母子生活支援施設においては、山口県母子家庭等就業・自立支援センターと連携して、地域のひとり親家庭の親等に対し生活支援のための相談・助言を実施します。

県・市

・母子生活支援施設における子育て短期支援事業の実施等により、ひとり親家庭等の生活支援の充実を図ります。

県・市

【母子生活支援施設】

沙 羽 の 木	山口市小郡新町6丁目4-11	TEL (083)976-5577
---------	----------------	-------------------

○ 公営住宅への優先入居

公営住宅の入居者を公募する際に、ひとり親家庭に対する優先枠を設け、優先入居を実施します。

県・市町

★県営住宅申込・相談窓口：(一財)山口県施設管理財団県営住宅管理事務所
各支所（岩国、周南、山口、宇部、下関）

○ 民間賃貸住宅への入居支援

山口県居住支援協議会は、ひとり親世帯等子育て世帯の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を支援するため、子育て世帯等が入居可能な住宅の登録や情報提供等を実施します。

県

○ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の貸付けを通じてひとり親家庭等への住宅支援を推進します。

県

○ 身元保証人の確保

児童養護施設や母子生活支援施設等を退所する児童等が、身元保証人を得られずに住居を借りる際に困難となることがないよう、身元保証人確保のための支援を実施します。

県

○ 子どもの居場所づくり促進

・放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、生活支援や食事の提供等を行う居場所づくりを促進します。

県・市町

・家庭や学校に次ぐ第3の居場所となりうる「子ども食堂」が、子どもたちのより身近な場所として、更には、地域住民の交流拠点として県内各地域に広が

るよう、子ども食堂の開設・運営のサポート体制を整備します。また、「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」に子ども食堂特別枠を設け、子ども食堂の普及・定着に取り組む団体の自主的・主体的な活動を支援します。

県・市町

(3) 経済的支援の充実

- 母子父子寡婦福祉資金貸付金の利用促進

母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に実施し、利用促進を図るとともに、プライバシーの保護に配慮した貸付を行います。

県

◇母子父子寡婦福祉資金貸付金の種類

- | | | | |
|---------|---------|-------|---------|
| ①事業開始資金 | ②事業継続資金 | ③修学資金 | ④技能習得資金 |
| ⑤修業資金 | ⑥転宅資金 | ⑦住宅資金 | ⑧就職支度資金 |
| ⑨就学支度資金 | ⑩結婚資金 | ⑪生活資金 | ⑫医療介護資金 |

◇相談窓口：市町及び県健康福祉センター

- 児童扶養手当制度の着実な実施

児童扶養手当法及び児童扶養手当法施行令改正に伴う児童扶養手当制度に係る事務の円滑な履行に努めます。また、児童扶養手当制度に関する情報提供を積極的に実施するとともに、プライバシーの保護に配慮した給付を行います。

市部・市
町部・県

- 幼児教育期における支援

・令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化について、円滑な実施に取り組みます。

市町

・子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園に通園している子どもがいる世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の一部を助成します。

市町

・多子世帯における保育所等の保育料について、世帯の所得等に応じた助成を実施し、経済的負担の軽減を図ります。

市町

○ 就学期における支援

- ・義務教育段階において、経済的理由により就学が困難な子どもの保護者に対し、就学に要する経費の一部を援助します。

市町

- ・高等学校等の授業料に充てるための高等学校等就学支援金制度や、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援である高校生等奨学給付金制度の活用により、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図ります。

県

- ・私立高等学校等が行う授業料等減免事業に対して補助を行い、私立高校生等のいる低所得世帯の経済的負担の軽減を図ります。

県

○ 高等教育の修学支援

真に支援が必要な低所得者世帯の者が経済的な理由によって大学等への進学を断念する事がないよう、令和2年4月から開始された高等教育の修学支援新制度について、関係機関等と連携し、円滑な実施に取り組みます。

県・市

○ その他の経済的支援についての情報提供

児童扶養手当を受給するひとり親世帯等に対するJR通勤定期乗車券の割引や社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸付など、各種支援制度について情報提供を行います。

市町

4 子育て支援の充実

ひとり親家庭の子どもが健やかに成長できるよう、安心して子育てできる環境づくりを進めることが重要です。
このため、母子保健・小児医療等や多様な保育サービスの提供など、「子育て支援の充実」を図ります。

(1) 母子保健・小児医療等の充実

○ 妊産婦・乳幼児保健の充実

- ・妊産婦や乳幼児健康診査等による健康管理や保健指導、妊婦や乳児の家庭訪問、各種教室、育児相談などにより、母子の健康保持や育児不安の解消に努めます。

市町

- ・母子保健推進員による家庭訪問等を通じた各種サービスや子育て支援情報の紹介、育児相談やサポートなど、身近な地域の母子保健活動の充実を図ります。

市町

○ 小児救急医療の充実

- ・夜間における小児救急医療電話相談の実施や小児の病気に関する講習会の開催等、小児を持つ保護者の育児不安の軽減を図るとともに、小児の重症救急患者への適切な医療を確保するため、二次救急医療体制の充実強化を進めます。

県

★小児救急医療電話相談：# 8 0 0 0（携帯電話及びプッシュ回線の固定電話）

（083）921-2755（すべての電話）

□相談日：毎日（365日） □相談時間：午後7時～翌朝8時

- ・ひとり親家庭が安心して必要な医療を受けられるよう、所得段階に応じて医療費の自己負担分への助成を行います。

市町

(2) 子育てに関する相談機能の充実

○ 地域子育て支援拠点における相談・援助の実施

地域における子育て支援の拠点となる地域子育て支援拠点において、子育て

親子の交流の場を設け、子育て等に関する相談・援助を実施します。

県

○ 児童相談所による相談

県内 6箇所の児童相談所において、子育ての悩みに関する相談やカウンセリングなどを実施します。

県

【児童相談所】

中央児童相談所	山口市吉敷下東4—17—1	TEL (083)902-2189
岩国児童相談所	岩国市三笠町1—1—1	TEL (0827)29-1513
周南児童相談所	周南市慶万町2—13	TEL (0834)21-0554
宇部児童相談所	宇部市琴芝町1—1—50	TEL (0836)39-7514
下関児童相談所	下関市貴船町3—2—1	TEL (083)223-3191
萩児童相談所	萩市江向河添沖田531—1	TEL (0838)22-1150

○ 妊娠期からの切れ目のない相談支援

・「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対するワンストップ拠点として、保健師や助産師等の専門職が総合的相談支援を提供します。

市町

・妊娠婦等が、身近な場所で相談支援が受けられるよう、子育て世代包括支援センターを中心とした切れ目のない地域の相談支援体制を全県で推進する取組「やまぐち版ネウボラ」を推進します。

県

・子育て世代包括支援センターと連携した、身近な場所で妊娠・出産、子育ての相談ができる地域子育て支援拠点「まちかどネウボラ」の設置を促進します。

県

○ 乳幼児家庭へのきめ細かい育児支援

すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、養育上様々な問題を抱える家庭に対しては、保健師等の家庭訪問により、

育児指導や家事援助、保護者の身体的・精神的不調に対する相談・助言など養育支援を行います。

市町

○ ふれあい総合テレホンによる電話相談

子育てや教育に関する心配ごとや悩みに対応するため、やまぐち総合教育支援センター内の子どもと親のサポートセンター及びふれあい教育センターに「ふれあい総合テレホン」を設置し、専門の相談員による電話相談を実施します。

県

★ふれあい総合テレホン：（083）987-1240

□相談日：月曜日から金曜日
(土・日、祝日、年末年始は休み) □相談時間：8：30～17：15
(火・木曜日は21：00まで)

○ 家庭教育アドバイザーの研修

子育てや家庭教育に関する相談等に適切に対応するため、家庭教育アドバイザーを養成するとともに、修了者を対象に更なるスキルアップに向けた研修を実施することにより、相談体制の充実を図ります。

県

○ 家庭教育支援チームによる支援（アウトリーチ型家庭教育支援等）の充実

問題を抱え孤立した家庭への、教育、保健、福祉分野の支援機関等が連携した家庭教育支援チーム等によるアウトリーチ型支援等を充実し、家庭や子どもを地域で支える取組みを推進します。

県、市町

◇アウトリーチ型家庭教育支援

保護者の居場所（自宅や学校、企業等）に出向いての情報提供や相談対応等、届ける支援のこと

（3）多様な保育サービスの充実

○ 適切な保育所入所定員の確保

ひとり親家庭を含め、今後増加が見込まれる保育需要に対応できるよう、適切な保育所入所定員の確保を図ります。

市町

○ 保育所への優先入所

ひとり親家庭の親が安心して就業や求職活動、職業訓練ができるよう、児童の保育所への優先入所を促進します。

市町

○ 勤労形態の多様化等に対応した保育の推進

保育時間の延長を行う「延長保育」、保護者の病気や就労等により、緊急・一時的に保育を必要とされる児童を保育所等で預かる「一時預かり」、保育所等へ通っている児童が病気のときに対応を行う「病児・病後児保育」などにより保護者の勤労形態の多様化等に対応した保育を推進します。

市町

○ 預かり保育の推進

平日の教育時間終了後や土・日、夏休み等の休業日に幼稚園内において園児を預かる「預かり保育」を促進します。

県、市町

○ ファミリー・サポート・センターの利用促進

地域において、育児の援助を受けたい人と提供したい人が会員となり、子育てを支援するファミリー・サポート・センターの利用を促進します。

市町

(4) 児童の健全育成

○ 放課後児童クラブの優先利用

小学校児童の放課後の健全育成と保護者の子育てと仕事の両立支援を目的とした放課後児童クラブの設置を促進するとともに、ひとり親家庭の児童の優先的な利用を促進します。

市町

○ 児童館の整備促進や機能の充実

地域における児童健全育成の拠点であり、放課後児童クラブをはじめとする子どもの居場所や母親クラブ等子育て支援団体の活動の場である児童館の整備促進や機能の充実を図ります。

市町

○ 放課後子ども教室の開催

学校の余裕教室等を利用して、放課後や週末の子どもの安心・安全な居場所を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちが学習やスポーツ、文化、交流活動を行う放課後子ども教室を開催します。

市町

○ ショートステイ等の利用促進

子育て支援と児童の福祉の向上を図るため、児童養護施設等の機能を活用したショートステイやトワイライトステイを促進します。

市町

◇ショートステイ

保護者が仕事・病気・育児疲れ等の事由により、家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童を児童養護施設等で短期間（原則7日以内）預かるサービス

◇トワイライトステイ

保護者が仕事等の理由により恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や、休日の勤務等により家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童を児童養護施設等で一時的に預かるサービス

○ 子どもの学習支援

地域の実情に応じて、ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業を実施します。

県、市町

(5) 子どもの就労支援

○ 子どもの就労支援

就職を希望するひとり親家庭の子どもの就労支援については、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、就業情報の提供など必要な支援を行います。

県

○ 高校中退者等への就労支援

山口しごとセンターにおいて、相談から職業紹介に至るまでのワンストップサービスを提供するとともに、ニート等の若者に対しては、地域若者サポート

ステーションにおいて、職業的自立を支援します。また、学校が労働部局等関係機関と連携して就労支援機関等が実施する支援内容等について高校中退者等へ情報提供を行うなど、実情に応じた就労支援を行います。

県

5 地域における協働の推進

ひとり親家庭等が地域においていきいきと暮らすことができるよう、地域全体でひとり親家庭等を支援する取組が重要です。

このため、地域住民や団体等による支援の充実や、ひとり親家庭等の地域活動への参加促進など、「地域における協働の推進」を図ります。

(1) 身近な地域での支援の促進

- ・身近な地域において、ひとり親家庭等がお互いに情報交換や交流、相談活動等を行う相互支援活動を促進します。

県・市町

- ・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等が連携してひとり親家庭等に対する地域での子育て支援等を促進します。

県・市町

- ・民生委員・児童委員協議会や社会福祉協議会の研修会等において、ひとり親家庭等に対する就業や子育て等に関する支援施策の周知を図ります。

県

(2) 母子・父子福祉団体に対する支援の拡充

- ・公共的施設内において売店、自動販売機等を設置する場合、母子・父子福祉団体の優先的な設置を促進します。

県・市町

- ・母子・父子福祉団体が、ひとり親家庭の親等を対象とした各種支援事業を実施する場合、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行います。

県

(3) ひとり親家庭等の地域活動への参加促進

- ・ひとり親家庭等の母子・父子福祉団体活動やボランティア活動、地域行事等への参加や交流を促進します。

県・市町

・母子・父子福祉団体による障害者・高齢者福祉施設におけるボランティア活動などの地域貢献活動を促進します。

県・市町

第4章 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえたひとり親家庭等への支援

新型コロナウイルスの感染拡大による学校の臨時休業等に伴い子育て負担が増加する一方で、離職や休業等により収入が減少するなど、特に就労形態が不安定なひとり親家庭等が影響を受けていると考えられます。

このため、相談・情報提供機能の強化や再就職支援を実施するとともに、子育て負担の軽減が図られるよう新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえたひとり親家庭等への支援を行います。

1 相談・情報提供機能の強化

・休業・解雇等の雇用問題や、家庭環境の悩みに関する相談の増加に対応するため、山口県母子・父子福祉センターの休日相談の拡大及び平日時間の延長を行うとともに、遠隔地からの相談等にも対応するため、タブレット端末を配置します。

・支援を必要とする方に必要な情報が行き届くよう、SNS等を活用した情報提供を行います。

2 就業による自立の促進

・新型コロナウイルス感染拡大の防止に対応するため、在宅でできる公共職業訓練「e ラーニングコース」を実施します。

・新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇・雇い止めされた離職者等の早期の再就職を促進するため、人手不足業種の県内事業所に正規雇用された方に対して支援金を支給します。

3 生活支援策の推進

・離職、収入の著しい減少等により経済的に困窮し、住宅を失った方や住宅を失うおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

・定例的に実施している子ども食堂の開催に代えて、または追加して行う食事の配達、小規模・分散化での子ども食堂の追加開催等、新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式により実施する子ども食堂の取組を支援します。

・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対し、山口県社会福祉協議会を通じて、生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付を行います。

・家計急変により、保護者の収入が激減した世帯に対して、高等学校等の授業料の減免及び授業料以外の教育費負担軽減のための奨学給付金を支給します。

・ひとり親世帯を始めとする低所得者世帯の家庭学習を支えるため、高校生等に対する通信費を支援します。

4 子育て支援の充実

・新型コロナウイルス感染症の影響により、対面による企業説明会の開催が困難な中での企業との出会いの場として、WEB会議システムを活用した就職フェア等を開催します。

第5章 施策推進のために

1 ひとり親家庭等への理解の促進

ひとり親家庭等は、生活や子育て、就業等について多くの悩みや不安を抱えているケースが多くなっています。

このような課題を解決するため、地域社会全体がひとり親家庭等への理解を深めるとともに、生活全般について幅広く支援する仕組みや住民相互で支え合う仕組みなど、地域との協働による取組を進めます。

2 行政と民間の役割分担と連携

県は、広域的な観点から、母子家庭等就業・自立支援センター事業等自ら実施する施策を推進するとともに、市町によるひとり親家庭等の支援が円滑に進められるよう、各種の情報提供や助言等を行います。

市町は、住民に最も身近な自治体として、日常生活への支援事業等を積極的に推進するとともに、児童扶養手当の支給等経済的支援と就業による自立に向けた支援を一体的に行うことが必要です。

また、県・市町は母子・父子福祉団体等が自主的に行う事業に対する支援を行うとともに、相互に連携しながら、効果的な施策展開を図ることが必要です。

さらに、企業等は、ひとり親家庭の親の雇用に努めるとともに、ひとり親家庭の親が仕事と子育てを両立できるよう、休暇制度の充実や休暇を取得しやすい雰囲気づくりなどの職場環境づくりを進めることができます。

3 福祉と雇用の連携

ひとり親家庭等の自立を図るためにには、早期の段階における生活全般にわたるきめ細かな相談を行うとともに、経済的自立に必要な就業に関する情報の提供や、就業に際しての子育て支援など、福祉と雇用の連携が不可欠です。

このため、県・市町の福祉部局と国、県・市町の労働部局とが緊密に連携し、ひとり親家庭等の自立に向けた効果的な施策を展開します。

4 各種計画との連携

この計画に基づく施策の推進に当たっては、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」及び「山口県子どもの貧困対策推進計画」など各種計画に基づく諸施策との連携を図ります。

5 計画の評価

本計画を着実に推進するため、計画の進捗状況について、「山口県子どもの貧困対策推進計画」及び「山口県ひとり親家庭等自立促進計画」の円滑な推進を図ることを目的として平成28年11月に設置した「山口県子どもの貧困・ひとり親家庭等対策推進協議会」において、定期的な点検・評価を行い、実効性のある施策展開を図ります。

計画期間の満了前に、この計画に定めた各種施策について評価し、次期計画に反映します。

附属資料

前期計画の推進状況

前期計画においては、ひとり親家庭等の自立を促進するために、「経済的自立に向けた支援」「子どもの健やかな成長」「県・市町・民間の協働」の3つの視点に立って、「相談・情報提供機能の強化」「就業による自立の促進」「生活支援策の推進」「子育て支援の充実」「地域における協働の推進」の5つの施策体系に沿って、施策を推進してきました。

計画の進捗状況については、平成28年11月に「山口県子どもの貧困・ひとり親家庭等対策推進協議会」を設置して本計画の点検・評価を行うとともに、様々なご意見を伺いながら施策に取り組んでまいりました。

この結果、多くの取組については、概ね計画どおり進めることができたところです。

【前期計画の主な推進状況】

施策体系	推進状況（実績等）	実施
1 相談・情報提供機能の強化		
(1) 相談機能の強化	<ul style="list-style-type: none">○母子・父子自立支援員の配置<ul style="list-style-type: none">区分 H26 <u>R1</u>市町 16人 <u>16人</u>県 8人 <u>8人</u>計 24人 <u>24人</u>○母子・父子福祉センターによる指導等 専門的指導、援助○母子家庭等就業・自立支援センターによる支援等 就業支援、相談・助言等 【相談実績】 <u>H26 474件</u> → <u>R1 417件</u>	県・市町 県 県
(2) 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none">○広報誌、ホームページ等による情報提供○母子・父子福祉団体等との連携	県・市町
(3) 養育費の確保に 向けた支援	<ul style="list-style-type: none">○養育費に関する知識、取得手続等の情報提供・啓発活動の推進○<u>国の養育費相談支援センターとの連携や弁護士等専門家による相談の実施</u> 【養育費の相談件数】 <u>H26 47件</u> → <u>R1 47件</u>○相談関係者の研修の実施	県・市町 県 県

2 就業による自立の促進

(1) 母子家庭等就業 ・自立支援センター等による支 援	○専門相談員による就業相談、就業情報の提供など、 就業支援の実施	県													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H26</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業相談</td> <td>301 件</td> <td><u>188 件</u></td> </tr> <tr> <td>就業情報の提供</td> <td>277 件</td> <td><u>82 件</u></td> </tr> <tr> <td>巡回相談</td> <td>30 回</td> <td><u>11 回</u></td> </tr> <tr> <td>自立支援プログラム</td> <td>13 件</td> <td><u>6 件</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	H26	R1	就業相談	301 件	<u>188 件</u>	就業情報の提供	277 件	<u>82 件</u>	巡回相談	30 回	<u>11 回</u>	自立支援プログラム
区分	H26	R1													
就業相談	301 件	<u>188 件</u>													
就業情報の提供	277 件	<u>82 件</u>													
巡回相談	30 回	<u>11 回</u>													
自立支援プログラム	13 件	<u>6 件</u>													
○就業に向けた能力開発 ・ <u>子育て女性等を対象とした再就職支援</u> (<u>職場体験、 短期実践研修、職業訓練等の実施</u>) <u>職業訓練 R2.3.31 現在入校者数：45 人</u>	県														
(2) 就業に向けた能 力開発・就業機 会創出のための 支援	○母子父子寡婦福祉資金 (技能習得資金や生活資金) の貸付	県													
	○自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金 <u>等</u> の給付	県・市													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H26</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自立支援教育訓練給付金</td> <td>3 件</td> <td><u>18 件</u></td> </tr> <tr> <td>高等職業訓練促進給付金<u>等</u></td> <td>172 件</td> <td><u>111 件</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	H26	R1	自立支援教育訓練給付金	3 件	<u>18 件</u>	高等職業訓練促進給付金 <u>等</u>	172 件	<u>111 件</u>	県				
区分	H26	R1													
自立支援教育訓練給付金	3 件	<u>18 件</u>													
高等職業訓練促進給付金 <u>等</u>	172 件	<u>111 件</u>													
(3) 国の施策との連 携強化	○高等職業訓練促進資金貸付事業の実施 (R1 : 16 件)	県													
	○母子父子寡婦福祉資金 (事業開始資金) の貸付	県													
	○国 (労働局、 <u>ハローワーク</u>) が実施する事業の活用	県・市町													

3 生活支援策の推進

(1) 生活支援サービ スの充実	○家庭生活支援員の派遣等による家事、介護、保育サ ービスの実施	県							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H26</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣日数</td> <td>73 日</td> <td><u>83 日</u></td> </tr> <tr> <td>支援員登録数</td> <td>206 人</td> <td><u>142 人</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	H26	R1	派遣日数	73 日	<u>83 日</u>	支援員登録数
区分	H26	R1							
派遣日数	73 日	<u>83 日</u>							
支援員登録数	206 人	<u>142 人</u>							
(2) 生活の場の確保	○家計管理・生活支援講習会の開催 (R1 : 15 回、 333 人)	県							
	○母子生活支援施設の利用促進	県・市町							
	○県営住宅への優先入居枠の確保	県							
	○民間住宅への入居支援 (子育て世帯等が入居可能な 住宅の登録や情報提供等)	県							
	○子ども食堂の開設・運営のサポート体制整備 子ども食堂箇所数 R1 末現在 : 63 箇所	県							

(3) 経済的支援の充実	○母子父子寡婦福祉資金の貸付 【貸付実績】	県
		区 分
		H26
	母子福祉資金	R1
	件数	76 件
	金額	28, 583 千円
	父子福祉資金	33 件
	件数	1 件
	金額	590 千円
	寡婦福祉資金	200 千円
	件数	0 件
	金額	0 千円
	○児童扶養手当の給付 【受給者数】	県・市
	H26 12, 908 人 → R1 11, 033 人	市町
	○保育に係る保護者負担金の減免	市町
	○要保護者・準要保護者への就学援助の実施	市町
	○高等学校等就学支援金の支給	県
	R1 公立：18, 900 人、私立：11, 149 人	県
	○高校生等奨学給付金の活用	県
	R1 公立：2, 401 人、私立：1, 643 人	県

4 子育て支援の充実

(1) 母子保健・小児医療等の充実	○母子保健サービスの充実 ○「子育て世代包括支援センター」の設置促進 R1. 10. 1 現在 27 箇所	市町
		市町
		県
	○小児救急医療の充実 * 小児救急医療電話相談 (R1 相談件数：8, 880 件)	市町
	○ひとり親家庭医療費助成	市町
	○地域子育て支援拠点の設置促進 【地域子育て支援拠点】	市町
	H26 148 箇所 → R1 150 箇所	県
	○児童相談所による相談等の実施 相談、カウンセリング	県
	○相談体制等の充実 ・母子保健推進員等への研修実施 ・保健師等による家庭訪問 (育児支援) ・子育てや教育に関する電話相談 ふれあい総合テレホン相談件数 R1 : 658 件 ・家庭教育アドバイザー等による教育相談	市町

(3) 多様な保育サービスの充実	○適切な保育所入所定員の確保 ○児童の保育所への優先入所の促進 ○勤労形態の多様化等に対応した保育の拡充	市町 市町 市町									
	<table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>H26</td><td>R1</td></tr> <tr> <td>延長保育</td><td>231 箇所</td><td>279 箇所</td></tr> </table>	区分	H26	R1	延長保育	231 箇所	279 箇所	県			
区分	H26	R1									
延長保育	231 箇所	279 箇所									
(4) 児童の健全育成	○「預かり保育」の促進 <u>幼稚園での一時預かり R1 : 98 箇所</u> ○ファミリー・サポート・センターの設置促進 【ファミリー・サポート・センター設置市数】 <u>H26 13 箇所 → R1 13 箇所</u> ○放課後児童クラブの設置促進（優先的利用促進） 【放課後児童クラブ】 <u>H26 337 箇所 → R1 333 箇所</u> <u>放課後子ども教室の開催 (R1 : 217 教室)</u> ○児童館の整備促進 ○児童養護施設等の機能を活用したショートステイやトワイライトステイの促進	市町 市町 市町 市町 市町									
	<table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>H26</td><td>R1</td></tr> <tr> <td>ショートステイ</td><td>16 箇所</td><td>18 箇所</td></tr> <tr> <td>トワイライトステイ</td><td>8 箇所</td><td>10 箇所</td></tr> </table>	区分	H26	R1	ショートステイ	16 箇所	18 箇所	トワイライトステイ	8 箇所	10 箇所	市町
区分	H26	R1									
ショートステイ	16 箇所	18 箇所									
トワイライトステイ	8 箇所	10 箇所									

5 地域における協働の推進

(1) 身近な地域での支援の促進	○母子家庭等相互の <u>情報交換、交流・相談活動等</u> ○母子家庭等への地域での <u>子育て支援等</u> ○母子家庭等に対する支援施策の周知	県・市町 県・市町 県
(2) 母子・父子福祉団体に対する支援の拡充	○公共的施設内に自動販売機等を設置する場合に、母子・父子福祉団体への優先的な設置を促進 <u>県総合庁舎等自動販売機設置台数 : 11 台 (R1)</u> ○母子・父子福祉団体が各種支援事業を実施する場合に、母子父子寡婦福祉資金を貸付	県・市町 県
(3) 母子家庭等の地域活動への参加促進	○母子家庭等の地域行事等への参加や交流の促進 ○母子・父子福祉団体等による地域貢献活動の促進	県・市町 県・市町